

2. 貸し施設設置奨励金の交付要件

新たに施設を建築または購入し（賃借は不可）、ものづくり産業、商業、物流系産業、事務所の事業者が賃貸した場合、建物設置者（貸し施設設置者）に対し、固定資産税・都市計画税相当額を3年間奨励金としてキャッシュ・バックいたします。

要件としては、企業立地促進地域において、下表に定める規模の対象施設の新設を行うことが必要となります。

【対象施設の規模】

【凡例】 : 取得 : 賃借

貸す相手方の業種	新設			
	土地	家屋	償却資産	投下固定資産評価額
ものづくり産業 (A地区)			or	2億円以上
			or	1億円以上
ものづくり産業 (B地区)			or	6千万円以上
			or	3千万円以上
物流系産業			or	1億円以上
			or	5千万円以上
商業			or	1億9千万円以上
			or	1億4千万円以上
事務所			or	1億8千万円以上
			or	1億3千万円以上

事務所については、借主の「事業者のうち、少なくとも1社は800㎡以上占有していること」が必要です。

ものづくり産業のA地区・B地区は、企業立地促進地域をご参照ください。